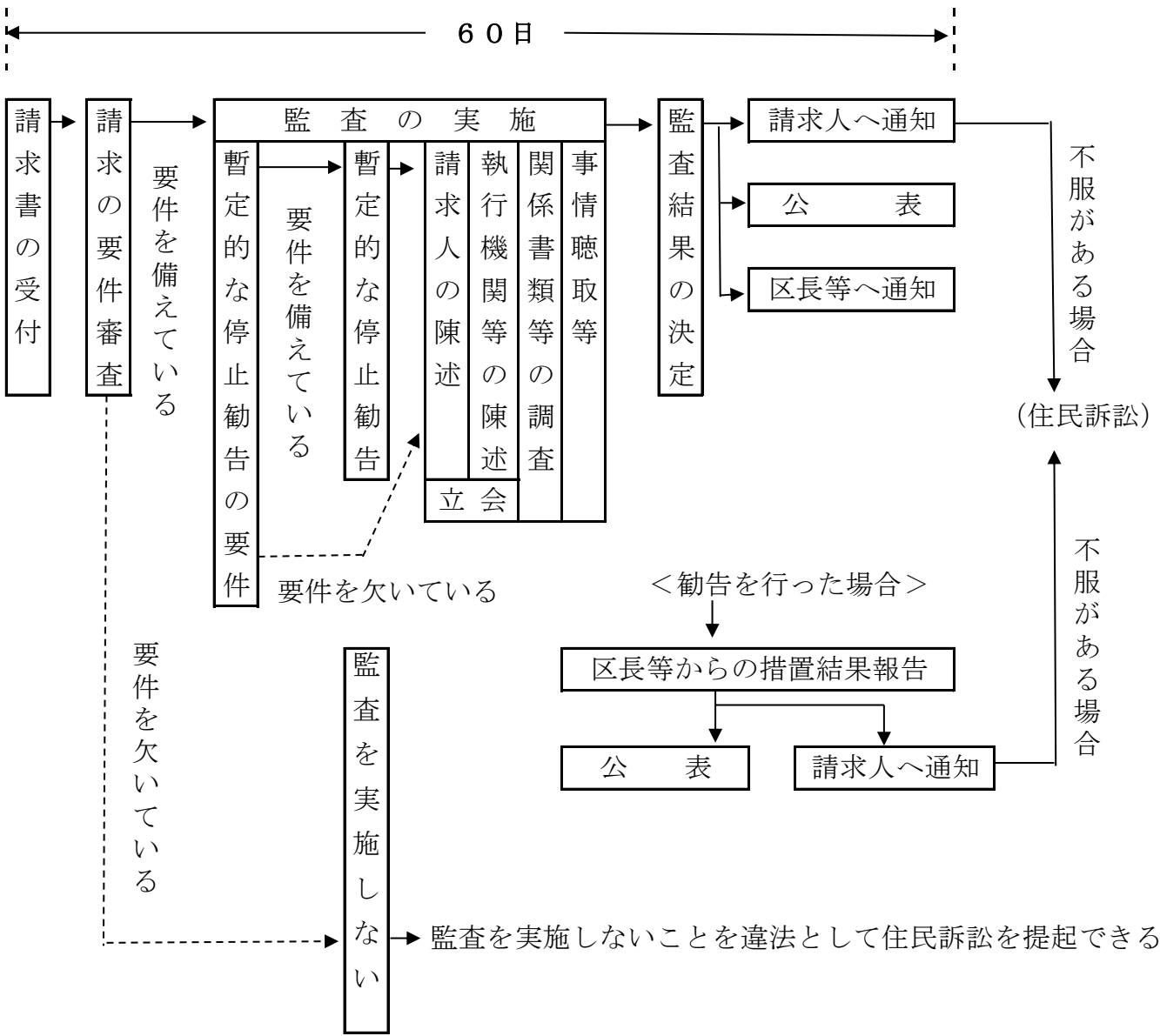


住民監査請求事務の流れ

(1) 請求書を提出された後の手続きは、次のとおりです。



- (注) 1 要件審査は、監査請求の対象事項が区の財務会計上の行為であるか否か、請求人の住所要件などについて行う。
- 2 「監査を実施しない」は訴訟上の「却下」に該当する。
- 3 住民訴訟については、出訴期間が定められている。 (地方自治法第242条の2)